平成２７年（フ）第４２５９号
大阪府東大阪市西堤西３番14号　レオパレスラピスラズリ　102号室、前住所大阪府八尾市渋川町３丁目１番10―205号
債務者　都　摩里也（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５６０号
大阪府守口市河原町11番22―703号
債務者　西村　一哉
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６８６号
大阪市北区浪花町２番28―1203号
債務者　中島　裕昌
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８０５号
大阪市浪速区敷津西２丁目７番16号　三登ハイツ505号
債務者　三原　晶子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８１２号
大阪市都島区東野田町５丁目５番18号八笑園106号
債務者　原田　眞一
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８１３号
大阪府吹田市泉町５丁目28番22号（206）
債務者　八田　　泉
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８１５号
大阪府枚方市池之宮２丁目７番49号
債務者　坂本　　茂
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８２４号
大阪市東淀川区西淡路１丁目１番９―828号
債務者　田中美津代
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８３４号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番24―805号
債務者　林　　倍道
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８３７号
大阪市港区弁天５丁目17番８―501号
債務者　松田　直華
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８３９号
大阪市福島区海老江５丁目４番８号Ｐ―ＣＯＵＲＴ海老江402号
債務者　奥野　　猛
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９号
岐阜県各務原市那加桐野町４―５　レオネクストＣｈｒｉｓｔａｒ　103号室、住民票上の住所岐阜市上川手109番地
債務者　勝野　一重
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６９０号
仙台市太白区茂ケ崎３丁目１番５号　ハイツスプルルマ301
債務者　坂下　　彰
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６９６号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅245号
債務者　横田　　潤
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７００号
仙台市泉区長命ケ丘４丁目28番地の２　ハイツ清水203
債務者　栗原　知美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７１２号
仙台市青葉区二日町５番16号　アルカディア二日町303
債務者　木村日登美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係